

YAMATO - SHIBUYA 渋谷(南部地区)まちづくりニュース



大和市イベントキャラクター
「ヤマトン」

No.80

- ハイライト ■事業の進捗状況をお知らせします。
■これからの事業のながれをお知らせします。

発行日：平成 27 年 9 月 30 日 編集：渋谷土地区画整理事務所
242-8601 大和市下鶴間1丁目1番1号 (事業管理課事業管理担当)

権利者・関係者の皆様へ

大和都市計画事業渋谷(南部地区)土地区画整理事業
施行者 大和市 代表者 大和市長 大木 哲

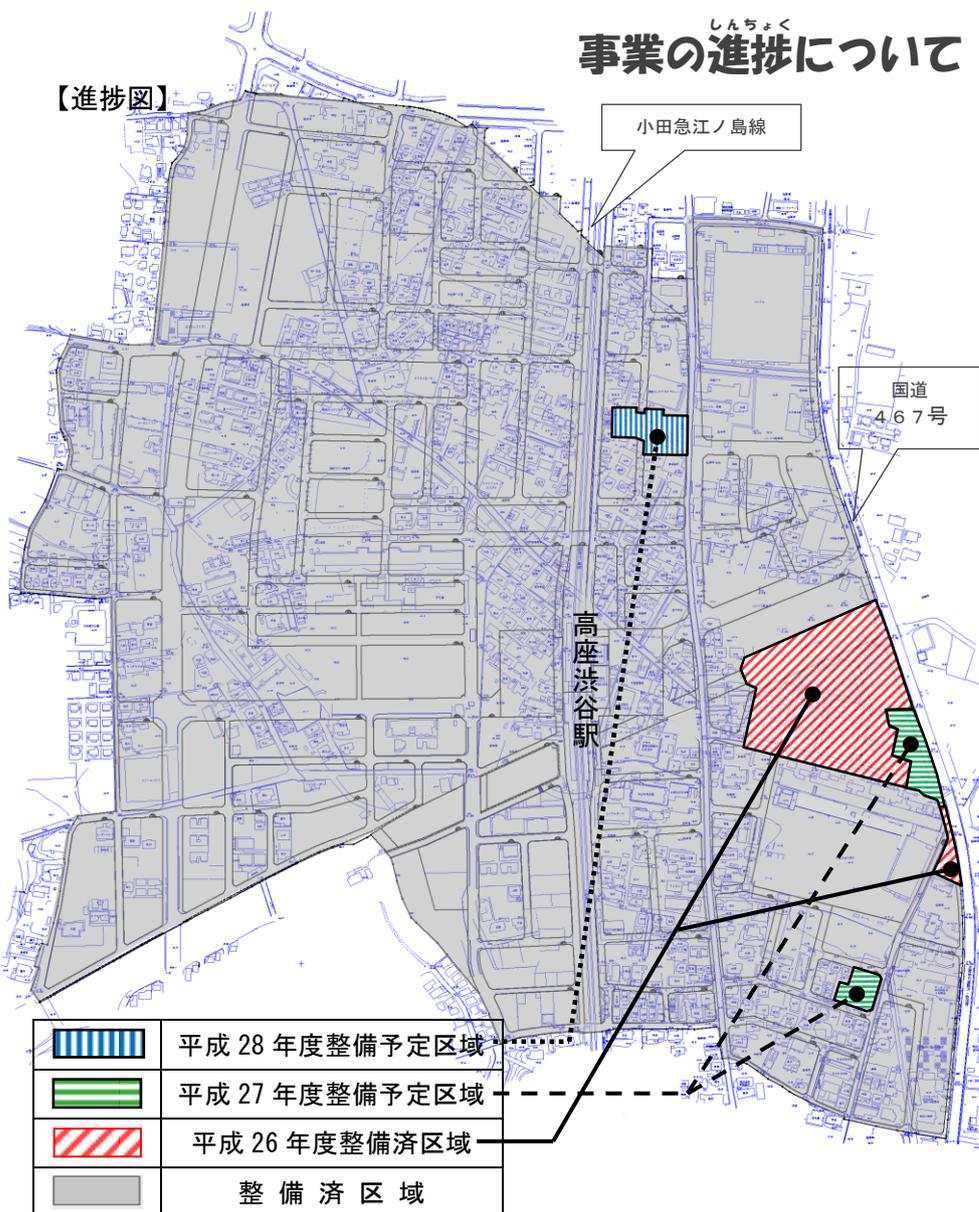
「渋谷(南部地区)まちづくりニュース80号」について(送付)

新涼の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、市行政について格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、今号には「事業の進捗」「これからの事業のながれ」等について掲載しております。是非ともご一読いただき、事業完了へ向け、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

！注意 今号は主に地権者の皆様向けに郵送で配布しています。事業の完了に向けた重要なお知らせが確実に届くよう、売買・相続等により住所や氏名が変更となった時は、登記簿等の表記もご確認ください。

事業の進捗について

【進捗図】



■施行地区面積 ^{ヘクタール} 42ha のうち、平成 27 年度(本年度)末には 99.8%が整備済となる見込みです。※

■残りの区域(72・73街区の一部)については、平成 28 年度(来年度)整備予定です。※

■面地整備が完了した区域で順次「出来形確認測量」を実施しています。

■出来形確認測量完了後、換地計画を策定、平成 29 年度に換地処分、平成 30 年度に登記・清算事務、平成 35 年度に清算完了となる見込みです。※

■並行して歩道舗装等の修景整備工事を平成 28~30 年度の 3 ヶ年で実施する予定です。※

※状況により前後する場合があります。

これからの事業のながれ

法：土地区画整理法

！注意 各項目とも実施年度は概ねの目安です。状況により前後する場合があります。

平成
28
年度

1 道路・宅地などの工事、出来形確認測量

2 換地計画の作成

法第86条・87条

・換地の位置、形状、新しい町名・地番を記した図面、清算金の明細書を作成します。

3 換地計画の縦覧

法第88条

・縦覧期間（意見書提出含む）は2週間です。意見は区画整理審議会に諮問します。

4 換地計画の決定

法第86条

・県へ認可申請し、審査を経て、適法と判断されれば認可されます。

5 換地処分

法第103条・104条

・換地処分通知・県への届出・公告により、換地計画で定めた内容が確定します。

6 登記簿（土地・建物）などの書き替え

法第107条

・換地処分後に最終の権利調査→登記一時閉鎖（書き替え）→登記完了通知となります。

7 清算金の交付・徴収（～平成35年度完了見込み）

法第110条

・施工誤差、小宅地の減歩緩和、私道等の換地不交付による過不足を清算します。

平成
29
年度

平成
30
年度

（

！お願い 地区全体の工事・測量が完了し換地が確定後、土地評価・換地計画（評価委員会・審議会等）を経なければ清算金の点数及び単価は算定できません。現時点での清算金額のお問合せはご遠慮ください。

■■■ 事業の仕組み等については、順次、まちづくりニュース等で解説していく予定です。■■■

〒242-8601 大和市中鶴間1丁目1番1号 渋谷土地区画整理事務所（大和市役所4階）

■審議会・換地計画 …… ☎ 046-260-5721 （事業管理課 事業管理担当）

■道路・宅地等の工事 …… ☎ 046-260-5723 （整備事業課 工務担当）

■建物移転補償 …… ☎ 046-260-5724 （ // 補償担当）